

税務行政におけるオンラインツールの利用に関する Q & A
--

令和 7 年 11 月

令和 8 年 6 月改訂

令和 8 年 7 月改訂

国 税 庁

令和 7 年 10 月以降、各国税局において、インターネットメール、Web 会議システム（Microsoft Teams）、オンラインストレージサービス（PrimeDrive）及びアンケート作成ツール（Microsoft Forms）の業務における利用を順次開始しています。

税務行政におけるオンラインツールの利用に関する事項を Q & A として取りまとめましたので、参考としてください。

目次

【利用に関する一般的な事項】	3
問 1 どのような場面でオンラインツールを利用することができるのでしょうか。【令和 8 年 7 月更新】	3
問 2 今後行われる税務調査については、全てオンラインで行われるのでしょうか。【令和 8 年 7 月更新】	3
問 3 登録したメールアドレスを変更したいのですが、どのような手続が必要でしょうか。	3
問 4 現在、税務署の税務調査においてオンラインツールを利用しているのですが、転居等により納税地が変わった場合、オンラインツールの利用を継続するにはどのような手続が必要でしょうか。	4
問 5 私は税理士です。以前、関与先に対する税務署の税務調査においてオンラインツールを利用したことがあります。今回、同じ税務署において別の関与先に対する税務調査が行われますが、オンラインツールを利用するために、再度メールアドレス等の登録手続は必要でしょうか。【令和 8 年 6 月更新】	4
問 6 税務調査等において、関与税理士がいる場合、納税者と税理士の双方がオンラインツールを利用するには、それぞれが利用のための手続をする必要があるのでしょうか。	4
問 7 オンラインツールを利用するためには、アプリのダウンロードなどの準備が必要でしょうか。	5
問 8 登録するメールアドレスに制限はありますか。	5
【セキュリティに関する事項】	5
問 9 オンラインツールでは、個人情報などの機密性の高い情報を取り扱うのでしょうか。	5
問 10 税務署等の担当者がオンラインツールを利用する際、どのような機器を使用するのでしょうか。【令和 8 年 6 月追加】	5

問 11 他人がメールアドレス等を登録することによるなりすまし行為が生じるおそれはないのでしょうか。【令和 8 年 6 月更新】	6
問 12 税務署を名乗る詐欺メールが送信されるおそれがありますが、正規の税務署等の職員からのメールとどのように見分ければよいのでしょうか。【令和 8 年 7 月追加】	6
問 13 税務署等において、インターネットメールの誤送信防止のためにどのような対策をとっているのでしょうか。	6
問 14 税務調査や行政指導において Microsoft Teams による面談を実施する際、第三者への情報漏えい防止のためにどのような対策をとっているのでしょうか。【令和 8 年 6 月追加】	6
【各ツールの利用に関する事項】	7
問 15 申告書や各種届出書等をインターネットメール又は PrimeDrive により提出してもよいのでしょうか。	7
問 16 インターネットメールや PrimeDrive により資料を提出する場合、データ容量やデータ形式の制限はありますか。	7
問 17 税務調査において、税務署等から、インターネットメールや PrimeDrive により資料を提供してもらうことは可能でしょうか。【令和 8 年 6 月更新】	7
問 18 Microsoft Teams には録音・録画や文字起こしなどの機能がありますが、税務調査や行政指導においてこれらの機能を使用してもよいのでしょうか。【令和 8 年 6 月更新】	7
問 19 税務調査等において、インターネットメールではどのような連絡が行われるのでしょうか。	7
問 20 利用者が税務署等に電子データを提出する場合、どのような手段があるのでしょうか。【令和 8 年 7 月更新】	8
問 21 税務調査等において提出した電子データは、国税当局において、どのように管理されているのでしょうか。【令和 8 年 7 月追加】	8

【利用に関する一般的な事項】

問1 どのような場面でオンラインツールを利用することができるのでしょうか。【令和8年7月更新】

【答】

関係民間団体や調達の契約事業者の方との連絡において利用します。

また、税務調査、行政指導、滞納整理及び査察調査等（以下、本Q & Aにおいて「税務調査等」といいます。）の過程において、国税当局の判断により、必要に応じてオンラインツールを利用することとしています。

（注）行政指導には、書面添付制度に基づく意見聴取、事業者等への協力要請及び酒類の免許等関係事務における申請書の補正等を含みます。

問2 今後行われる税務調査については、全てオンラインで行われるのでしょうか。【令和8年7月更新】

【答】

税務調査については、事業活動の現況確認等が必要不可欠であるため、臨場による調査を原則としています。その上で、効率的な調査の実施に資すると国税当局が判断した場合に、調査を進める過程で連絡等を取り合う際や依頼した資料等を提出していただく際の手段として、オンラインツールを部分的に利用することとしています。そのため、全ての税務調査において、オンラインツールを利用するものではありません。

なお、オンラインツールについては、税務署又は国税局（以下、本Q & Aにおいて「税務署等」といいます。）の担当者と納税者又は税理士（以下、本Q & Aにおいて「納税者等」といいます。）双方の合意がある場合に限り利用するものとし、納税者等の合意が得られない場合に利用することはありません。

（注）「オンラインツールの利用に関する同意事項」への同意をもって、国税当局との全てのやり取りにおいてオンラインツールの利用が必須となるものではなく、個々のやり取りにおいて納税者等の合意が得られない場合は、オンラインツールを利用しません。

また、納税者等がオンラインツールの利用を希望された場合であっても、事業所等に臨場して質問検査等を行う必要がある場合には、現状のとおり対面で税務調査を実施させていただきます。

問3 登録したメールアドレスを変更したいのですが、どのような手続が必要でしょうか。

【答】

再度、Microsoft Forms のフォーマットから登録をしていただく必要があります。新たなメールアドレスを登録した場合、変更前のメールアドレスは使用できなくなることにご留意ください。

なお、メールアドレスの変更を希望される場合には、税務署等の担当者にご連絡をお願いします。

問4 現在、税務署の税務調査においてオンラインツールを利用しているのですが、転居等により納税地が変わった場合、オンラインツールの利用を継続するにはどのような手続が必要でしょうか。

【答】

納税地の異動等により所轄税務署が変わったことに伴い、調査担当者が変更となった場合には、改めて、Microsoft Forms のフォーマットから、オンラインツールの利用に関する同意事項の内容に同意いただくとともに、メールアドレス等を登録していただく必要があります。

なお、納税地等の異動により所轄税務署が変わることとなった場合には、速やかに調査担当者にご連絡をお願いします。

問5 私は税理士です。以前、関与先に対する税務署の税務調査においてオンラインツールを利用したことがあります。今回、同じ税務署において別の関与先に対する税務調査が行われますが、オンラインツールを利用するために、再度メールアドレス等の登録手続は必要でしょうか。【令和8年6月更新】

【答】

税務署の税務調査に際し、税理士が Microsoft Forms のフォーマットからメールアドレス等を登録した場合は、当該登録を行った税務署において別の税務調査が実施される際には、再度登録手続を行うことなく、引き続きオンラインツールを利用することが可能です。

なお、当初の税務調査とその後実施される別の税務調査とで、税務署内の実施部門が異なる場合であっても、本取扱いは同様です。

一方、当初の税務調査とその後実施される別の税務調査とで、税務調査を実施する税務署が異なる場合には、改めて登録手続が必要となります。

(注) 1 税理士のメールアドレスについては、税務調査の終了後も税務署の部内システムで継続して管理するため、その後も引き続き利用が可能です。

ただし、税理士が希望される場合には、税務調査終了後に当該メールアドレスを部内システムから削除します。この場合、別の税務調査が行われる際には、改めて登録手続が必要となります。

2 税理士のメールアドレスを継続して管理するのは税務署のみです。国税局の各部署では継続管理を行わないため、国税局の同一部署が別の関与先に対する税務調査を実施する際には、改めて登録手続が必要となります。

問6 税務調査等において、関与税理士がいる場合、納税者と税理士の双方がオンラインツールを利用するには、それぞれが利用のための手続をする必要があるのでしょうか。

【答】

納税者及び税理士の双方がオンラインツールを利用する場合、納税者と税理士の双方が、Microsoft Forms のフォーマットから、オンラインツールの利用に関する同意事項の内容に同意いただくとともに、メールアドレス等を登録していただく必要があります。

一方、納税者又は税理士のいずれかのみがオンラインツールを利用する場合は、オンラインツールを

利用する方のみが手続をしていただくこととなります。

問7 オンラインツールを利用するためには、アプリのダウンロードなどの準備が必要でしょうか。

【答】

インターネットメールを使用するため、メールアドレスをご用意いただく必要があります。

PrimeDrive については、税務署等の担当者から利用者へ送信するインターネットメールに記載されている URL からアクセスすることで利用可能となり、アプリをダウンロードする必要はありません。

Microsoft Teams についても、税務署等の担当者から利用者へ送信するインターネットメールに記載されている URL からアクセスすることで利用可能となります。その際、パソコンからアクセスする場合はアプリのダウンロードは必要ありませんが、スマホやタブレットからアクセスする場合には、事前にアプリをダウンロードしていただく必要があります。

また、Microsoft Forms については、国税庁ホームページに掲載されている URL からアクセスすることで利用可能となりますので、アプリをダウンロードする必要はありません。

問8 登録するメールアドレスに制限はありますか。

【答】

登録するメールアドレスのドメイン等に制限はありません。

なお、税務署等の担当者からのメールを受信するため、ドメインが「nta.go.jp」からのメールが受信可能となるよう設定の確認をお願いします。

【セキュリティに関する事項】

問9 オンラインツールでは、個人情報などの機密性の高い情報を取り扱うのでしょうか。

【答】

オンラインツールの利用に当たっては、利用者の氏名、電話番号及び住所等の情報（個人番号をその内容に含む情報を除きます。）を取り扱う場合があります。

なお、国税当局において使用する機器及び通信環境は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」のほか、国税当局独自の対策を実施しており、政府統一基準を踏まえ、適切にセキュリティ対策を講じています。

問10 税務署等の担当者がオンラインツールを利用する際、どのような機器を使用するのでしょうか。【令和8年6月追加】

【答】

オンラインツールの利用に当たっては、情報の適正な管理の観点から、税務署等の担当者が使用する機器を職員に配備されたパソコンに限定しており、職員の私用端末は使用しません。

問 11 他人がメールアドレス等を登録することによるなりすまし行為が生じるおそれはないのでしょうか。【令和 8 年 6 月更新】

【答】

インターネットメールの利用開始に当たっては、税務署等の担当者と利用者との間でテストメールの送受信による接続確認を行うこととしています。税務署等から利用者にメールを送信した後、電話又は対面により、利用者に対してテストメールの受信確認を行うことでなりすましを防ぐこととしています。

(注) 税務署においてメールアドレスを継続して管理している税理士について、過去の税務調査において電話又は対面による受信確認を既に行っている場合には、その後の税務調査においては、テストメールの送受信のみを実施し、電話等による受信確認を省略することがあります。

問12 税務署を名乗る詐欺メールが送信されるおそれがありますが、正規の税務署等の職員からのメールとどのように見分ければよいのでしょうか。【令和 8 年 7 月追加】

【答】

税務署等の職員が使用するメールアドレスのドメインは「nta.go.jp」に限られており、その他のドメインが使用されることはありません。そのため、税務署等を名乗るメールを受信した場合は、メールアドレスのドメインをご確認ください。

(注) 「go.jp」は、日本国の政府機関、独立行政法人及び特殊法人が取得できるドメインです。

問13 税務署等において、インターネットメールの誤送信防止のためにどのような対策をとっているのでしょうか。

【答】

事前にシステム登録されたメールアドレスに対してのみインターネットメールを送信することができる仕組みとしています。

また、インターネットメールの送信に当たっては、利用者への送信前に、管理者による宛先及び内容等の確認を行うほか、利用者から受信したメールに返信する方法で送信するなど、誤送信防止のための対策をとっています。

問 14 税務調査や行政指導において Microsoft Teams による面談を実施する際、第三者への情報漏えい防止のためにどのような対策をとっているのでしょうか。【令和 8 年 6 月追加】

【答】

Microsoft Teams を利用した面談等を行う場合には、第三者への情報漏えい等を防止する観点から、税務署側及び納税者側の参加者の範囲をあらかじめ明確にすることとしています。

面談実施当日には、カメラ機能をオンにした上で本人確認（氏名等の確認）を行うなどして、事前に把握した参加者以外が参加していないことを確認することとし、次の事実が確認された場合は、Microsoft Teams の利用を中断することとしています。

- ・ 事前に把握した参加者以外の参加が認められる場合
- ・ 録音・録画等の機能の利用又は Teams 画面の撮影等が認められる場合

また、税務署等においては、Microsoft Teams の利用は、原則として税務署等の事務室内において行

うこととしています。

【各ツールの利用に関する事項】

問 15 申告書や各種届出書等をインターネットメール又は PrimeDrive により提出してもよいのでしょうか。

【答】

申告書や届出書・申請書などの各種届出書等は、書面又は e-Tax により提出していただく必要があるため、インターネットメール又は PrimeDrive により提出することはできません。

誤ってインターネットメール又は PrimeDrive により提出してしまった場合には、書面又は e-Tax により、改めてご提出をお願いします。

問 16 インターネットメールや PrimeDrive により資料を提出する場合、データ容量やデータ形式の制限はありますか。

【答】

インターネットメールで送信可能なデータ容量は、メール本文・添付ファイル合わせて 1 送信当たり最大 20MB となっており、exe 形式等を除くファイルの添付が可能です。

また、PrimeDrive の場合、1 度にアップロードできるファイル数は最大 20 ファイルで、1 ファイルの容量制限は 1.9GB となっており、データ形式に制限はありません。

問 17 税務調査において、税務署等から、インターネットメールや PrimeDrive により資料を提供してもらうことは可能でしょうか。【令和 8 年 6 月更新】

【答】

効率的な調査の実施に資すると認められる場合には、税務署等から、メール又は PrimeDrive を活用して資料を提供することがあります。

なお、提供する資料にはパスワードを設定し、そのパスワードについては、電話等のメール以外の手段により納税者等に対して連絡することとしています。

問 18 Microsoft Teams には録音・録画や文字起こしなどの機能がありますが、税務調査や行政指導においてこれらの機能を使用してもよいのでしょうか。【令和 8 年 6 月更新】

【答】

税務調査や行政指導において、録音・録画、チャット、文字起こし（トランスクリプション）及びホワイトボード機能の利用は禁止しています。

なお、画面共有機能の利用は可能としており、当該機能により、税務署等から資料を提示するほか、納税者等から資料を提示していただく場合があります。

問 19 税務調査等において、インターネットメールではどのような連絡が行われるのでしょうか。

【答】

税務調査等においては、税務署等から、例えば以下の事項についてインターネットメールにより連絡を行います。

- ・日程調整
- ・準備いただく資料の連絡や資料の提出依頼
- ・税務署等の担当者への連絡依頼
- ・Microsoft Teams や PrimeDrive の URL の連絡
- ・キャッシュレス納付の利用勧奨

(注) 税務調査における事前通知は、現状のとおり原則口頭により行います。

問 20 利用者が税務署等に電子データを提出する場合、どのような手段があるのでしょうか。【令和 8 年 7 月更新】

【答】

電子データを税務署等に提出する場合、以下の方法による提出が可能となっているため、データの容量や形式等に応じて適宜提出方法を選択の上、ご提出ください。

ただし、書面又は e-Tax (XML 形式又は XBRL 形式) での提出が求められている申告書、届出書・申請書等については、法令上認められた方法による提出が必要となります。

方法	データ形式	データ容量	データを提出した後の確認可否
Microsoft Outlook	exe 形式等は添付不可	・メール本文、添付ファイル合わせて 20MB まで送信可能	・メールの送信履歴から確認できます。
PrimeDrive	制限なし	・最大 20 ファイル、1 ファイル当たり 1.9GB まで利用可能	・税務署等の担当者がダウンロード後にデータを削除するため、事後の確認はできません。
e-Tax	PDF 形式又は CSV 形式	・1 送信当たり最大 136 ファイル ・PDF 形式は合計 14MB まで、CSV 形式は合計 8 MB まで利用可能	・メッセージボックスから送信データのダウンロードはできないため、事後の確認はできません。

※ 上記のオンラインツールによる提出に加え、納税者等がオンライン環境を有していないなど、オンラインによる提供が困難な場合には、税務署等が用意する USB メモリ等の情報記録媒体によりデータを提供していただく場合があります。

※ 税務調査等において、e-Tax での提出が可能な電子データは、税務調査、行政指導及び滞納整理の際に、税務署等の担当者から求められた書類に限られます。

問 21 税務調査等において提出した電子データは、国税当局において、どのように管理されているのでしょうか。【令和 8 年 7 月追加】

【答】

国税当局が税務調査等において提出を受けた電子データは、国税庁において定めた行政文書管理規則等に従い、厳重に管理することとしています。

例えば、行政文書として保存された電子データについては、

- ・保存された電子データのうち保存期間が満了したものについては、文書管理規則の規定に基づき確

実に消去する、

- ・ アクセス権限を設定した上で、必要に応じてパスワードの設定、暗号化を行う

といった措置を講ずることとしています。

また、情報記録媒体に保存する電子データには、原則として暗号化処理を施し、保存の必要性がなくなり次第、速やかに消去することとしています。